

高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成

高齢者の健康保持促進を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成しています。

助成対象者 次の要件にすべて該当する方

- 町内に住所を有し、現に居住する者
- 後期高齢者医療の被保険者
- 前年(1～5月までの申請の場合は、前々年)の住民税所得割が課されていない者

助成金額 1回につき1,000円(施術費が1,000円に満たない場合は全額)

助成回数 申請月により助成回数が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、**月額16,520円**です。

保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、万一障がいや死亡といった不慮の事態になっても、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

※所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

問い合わせ 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
町民課 ☎76-0205

「医療費のお知らせ」は大切に保管を！

八頭町国民健康保険に加入されている方に対して、医療機関などで受診された際に要した医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。この通知は確定申告の医療費控除を受ける際の添付書類として使用することができますので、大切に保管しておきましょう。

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内**支給対象者**

- ① 八頭町から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した方
- ② 上記①のほか、対象児童(※)を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童については20歳未満)

支給金額 児童1人あたり5万円

申請方法

- 上記①に該当する方は申請不要です。対象者には通知を送りますのでご確認ください。
- 上記②に該当する方は、申請書の提出が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。ただ、町民課にお問い合わせください。

申請期限 令和6年2月29日

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

ひとり親家庭の方へ**特別医療受給資格者証を更新します**

特別医療受給資格者証を更新しますので、次の書類を町民課に提出してください。

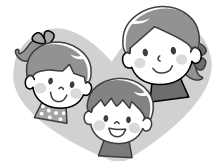
対象者 18歳までの子を扶養するひとり親

必要書類

- 特別医療費受給資格証交付申請書(昨年度受給されている方で今年度対象となる方には送付しています)
- 健康保険証の写し
- 児童扶養手当証書(遺族年金を受給されている方は遺族年金証書、児童扶養手当および遺族年金を受給されていない方は戸籍謄本)の写し

※所得制限等のため前年度までは該当にならなかった方も、所得状況などにより対象となる場合がありますのでご相談ください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205



野良猫のフン・尿被害等でお困りの方へ 猫よけ器の購入補助・貸し出しを実施します

野良猫のフン・尿被害等でお困りの方に、猫よけ器（超音波発生装置）の購入補助や貸し出しを実施しています。詳しくは、町民課にお問い合わせください。



■ 猫よけ器購入補助金

- 申請条件**
- ・町内に住所を有し、居住している方
 - ・猫よけ器は、新品で購入したものの、かつ、町内に設置すること
 - ・購入日が令和5年4月1日以降

補助台数 1世帯につき2台まで

補助金額 購入金額の2分の1（上限5,000円/台）

■ 猫よけ器貸出制度

申請条件 町内に住所を有し、居住している方

貸出期間 貸出日から2週間以内

貸出台数 2台
（1世帯につき年度内に1回まで）

貸出費用 無料

※貸出状況によって貸し出しできない場合があります。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

ページID 0001044

狂犬病予防集合注射(補足)を実施します

令和5年度の狂犬病予防集合注射（補足）を次の日程で実施します。まだ接種されていない飼い主の方は、お近くの会場で必ず注射を受けてください。



手数料

○登録済の犬

3,300円（注射料+注射済票交付手数料）

○新規登録の犬

6,300円（登録料+注射料+注射済票交付手数料）

日程

実施日	時間	会場
6/11 (日)	9:30～10:00	八頭町役場本庁舎
	10:20～10:30	八頭町役場船岡庁舎
	11:00～11:20	八頭町役場八東庁舎

■動物病院でも予防注射を受けることができます。

■飼い犬が死亡した場合や飼い主の住所・氏名等が変更した場合などは、役場に届け出をお願いします。

※生後91日以上の飼い犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

野良猫の不妊去勢手術費用を 補助しています **拡充**

野良猫の繁殖を抑え、生活環境の保全を図るため、令和5年4月から不妊去勢手術費用の補助上限額を引き上げました。詳しくは、町民課にお問い合わせください。

補助要件 町内に住所を有する方が町内で捕獲した野良猫

補助金額 手術費用の2分の1

上限額 10,000円→**20,000円**

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

ページID 0001169



野焼きは禁止

野外でごみなどの物を燃やすことは、一部の例外を除き法律で禁止（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金）されています。

可燃物処理施設「リンピアいなば」 施設見学のご案内 **事前申込制**

4月1日から本稼働した可燃物処理施設「リンピアいなば」の施設見学ができます。皆さんの家庭や事業所から出た可燃ごみがどのように処理されているか、学習してみませんか。

見学可能日 平日（土・日・祝日、盆、年末年始は除く）

見学人数等 午前部・午後部1枠ずつ（各5人以上60人以下）

見学開始時間 **午前部** 9:30～10:30

午後部 13:30～14:30

見学時間 約90分

予約方法 リンピアいなばホームページから申し込み (<https://limpiar-inaba.jp>)

・見学予定日の7日前に予約受付を締め切ります。

・予約の取り消しは見学予定日の3日前までをお願いします。

問い合わせ 鳥取県東部広域行政管理組合
施設建設課 ☎0857-26-0596